

はじめに

個人情報保護法案を審査するために任命された議会同委員会（以下、委員会）は、2021年12月16日、議会で報告書を提出した。この報告書には、現在「2021年データ保護法案」（以下、「法案」）と名称が変更された改正法案も含まれている。

議会の冬季会期は残り1週間未満であるため、法案が2021年に議会で可決される可能性はほとんどない。しかし、2022年2月の議会予算会期で法案が議会で可決される可能性が高い。広範囲にわたるレビューが実施されたことを考えると、今後法案に大幅な変更が加えられる可能性は低く、これにより企業は新法の遵守に向けた準備を始めることができる。

この稿では、委員会が推奨する主な変更点を検討する。ここでは、法律の対象となる企業に焦点を当てており、データ保護機関（「DPA」）の構成などの管理上の変更は対象としていない。また、DPAが特定の決定を行う際に考慮しなければならない根拠などのガイダンス条項は、ビジネスに直接影響を与えないため、対象外としている。また、改正法案で変更されていない懸念事項についても、ある程度カバーしている。

法案の主要な側面

適用性

新法に対応するために企業が準備できる実施期間は規定されていない。しかし、法案は、政府が、法律の一部を異なる時期に施行することを通知することを含め、いつ施行すべきかを通知することを認めている。これは、他の法律で以前に行われている。さらに、委員会は、新法の施行は、DPA、裁定人などの任命から段階的に行われるべきであり、新法は24か月以内に完全に施行されることを勧告した。

同法案は、インドで処理される外国の個人データにも引き続き適用される。したがって、インドの巨大なアウトソーシング業界によって処理されるデータなど、インドで処理される外国の個人データを対象としている。これは、データがインド国外に保管され、インド国内からリモートアクセスされる場合にも適用される。旧法案では、そのようなデータへの法律の適用除外が認められることを可能にする規定が含まれていた。この規定は、法案でも変更されていない。しかし、特定の通達を通らない限り、インドで処理される外国の個人データにはこの免除は適用されない。

法律は、個人情報の定義に含まれる推論データに引き続き適用される。ただし、推論データへの実際の適用性を判断するには、データの移植性、忘れられる権利などに関連する特定の規定を検討する必要がある。

非個人データ

法案は、個人データだけでなく、非個人データも対象としている。これは、非個人データに関して政府によって任命された委員会の報告に続くものである。このため、法案の命名が「個人データ保護法案」から「データ保護法案」に変更された。匿名化されたデータに与えられた免除も削除された。

ただし、非個人データが含まれることは、現段階ではあまり懸念する必要はない。法案の規定のほとんどは、まだ個人データのみに関係している。

政府によって義務付けられたデータの共有を扱う第92節は残っており、「サービスの提供のより良いターゲティング、または政府による証拠に基づく政策の策定を可能にするために」共有されるデータのみ言及している。これは、非個人データに関する委員会によって推奨されたものよりもはるかに少ない。これは、他の企業

もそのようなデータから利益を得ることができるように、データ受託者が他の企業とデータを共有することを強制されることを推奨した。

ただし、同節では、政府が成長、セキュリティ、完全性、誤用の防止のための策などのデジタル経済のポリシーを策定することを妨げるものは何もないことを明確にしていることに留意する必要がある。この条項は、匿名化された個人データを含む非個人データの取り扱いを対象とするようになる。少なくともこれにより、政府は、実施が困難で非常に物議を醸す非個人データに関する前例のない詳細な法律を急ぐのではなく、非個人データに関する法整備を時間をかけて発展させることができる。

目的要件

驚くべきことは、目的が具体的で、明確で、合法であることを要求する文言は削除された。しかし、法案には、データ本人に与えられる通知は、明確、簡潔、かつ容易に理解できるものでなければならないという文言がある。個人情報保護方針の作成と同意の取得の容易さという点で、これらの要件が GDPR の法理と実務にどの程度従っているかを観察する必要がある。

同意はまだ必要。

法案は、個人データを収集および処理するための重要な根拠として、データ本人からの同意を引き続き必要とする。法の遵守、裁判所の指示などの特別な根拠があるが、重要な根拠は同意を得ることのみである。

合理的な目的および正当な利益

以前のバージョンには、「正当な利益」のような根拠がなかった。しかし、政府は、同意を得ることなく個人データを処理できる合理的な目的を通知することができるようになった。この規定の文言は変更されたが、その効果は同じである。企業が個人データの収集と処理を正当化するために使用できる直接的な合理的な目的または正当な利益の根拠はなく、同意が多かれ少なかれ唯一の根拠である。このルートは、DPA が合理的な目的を通知した場合にのみ使用することができる。ちなみに、合理的な目的を通知する際に DPA が考慮すべき側面の 1 つは、データ受託者の「利益」であり、これは「正当な利益」として読み取るように変更されている。しかし、前述のように、これは直接的な根拠ではなく、DPA が合理的な目的を通知する際に考慮すべき側面に過ぎない。

子供への適用性

子供の個人データの処理に関して、法案にいくつかの小さな変更がある。「子ども」の定義は、引き続き 18 歳に達していない人を指す。さらに、プロファイリング、追跡、行動の監視、ターゲット広告、または重大な危害を引き起こすその他の処理の禁止は続く。

アルゴリズムの公正性

透明性を確保するために、データ受託者が一定の情報を提供しなければならない規定がある。改正法案では、個人データの処理に使用されるアルゴリズムまたは方法の公正性に関する情報を提供することが追加的に要求されている。これは、データ受託者が、アルゴリズムがどのように公正に使用されているかを説明する必要があることを意味する。これは、データ受託者の知的財産および/または企業秘密を侵害する可能性がある。

情報漏えいの通知

改訂された法案の重要な変更の 1 つは、情報漏えいの通知である。旧版では、データ受託者が重大な危害が発生すると結論付けた場合にのみ通知が義務付けられていた。これは削除され、情報漏えいの通知が義務化された。データ受託者による情報漏えいの通知は、そのような違反を認識してから 72 時間以内に発出されなければならない。DPA には、データ受託者がデータ本人に違反を報告し、是正措置を講じるよう指示する権限もある。

これは個人データにのみ関係する。ただし、法律は、DPA が非個人データに関しても情報漏えいの影響に関する規制を通過させることを許可している。

重要なデータ受託者

重要なデータ受託者が何を意味するかは、DPA によって通知されなければならない。これは変更されない。ただし、ソーシャルメディア仲介者からソーシャルメディアプラットフォームへの命名に変更がある。2 つの新しいカテゴリを検討することができる。子供たちのデータを処理するデータ受託者と、その行動がインドの主権と統合、選挙民主主義、国家の安全または公の秩序に重大な影響を与える、または与える可能性のある特定の基準を超えるデータ受託者。法案は誰が重要なデータ受託者であるかを特定しておらず、これを通知するのは DPA に任されており、DPA が検討する根拠のみが拡大されていることを再確認している。

データ保護責任者

法案は、DPO が重要なデータ受託者によってのみ任命され、他のデータ受託者によって任命されないことを要求している。この要件は変更されない。法案は現在、DPO は、CEO、会社の秘書、常勤取締役、または CFO をカバーする「主要な管理職」でなければならないと規定している。言及された人物は通常 DPO として任命されており、そのように行動する資格さえほとんどないため、これは通常の要件でない。DPO は、通常、IAPP などの認定を受けたデータプライバシー/サイバーセキュリティの専門家である。改正案では、DPA が他の人材を規定することを認めており、企業ができるだけ早く適切な人材を任命できるよう、DPO がかなり迅速にそれを行うことが期待されている。ただし、法令遵守を管理するために DPO を自主的に任命する組織は、これらの任命要件を満たす必要はないことに注意する必要がある。

データのローカリゼーション

データローカリゼーションの規定に変更はなく、この規定はレポートでも説明されていない。規定は同じままである。(a)重要なデータはインド国内でのみ保存しなければならない。(b)SPD はインド国外に転送することができるが、インド国内で保存し続けなければならない。なお、SPD の定義には、財務情報、公式 ID、生体情報（写真を含む）が含まれる。これら 3 種類の SPD は、インドで活動する多くの多国籍企業にとって、データのローカライゼーション要件を引き起こす可能性がある。

国境を越えたデータ転送

国境を越えたデータ転送に関する規定には、公共政策または国の政策に反する場合に DPA がそのような転送を承認してはならないなど、いくつかの小さな変更がある。さらに重要なのは、SPD は政府の承認がない限り、外国政府と共有することはできないという点である。これは、インドデータを海外に保管し、本国政府からインドデータを含む可能性のある情報の提供を要請された場合、一部の組織にとって問題となる可能性がある。

小規模事業者への適用除外

小規模事業者は、個人データの手動処理のみに従事している限り、特定の考慮事項に基づいて DPA によって免除される場合がある。以前の法案にあった「手動」という用語は、非電子化という見方もでき、やや混乱を与えるものであった。改正法案では、この免責事項は維持されるが、「非自動化」という用語が使用されている。これにより、この条項の意味が明確になる。

政府の権力への焦点

政府の権力に大きな焦点が当てられており、政府の権力の行使に不利益をもたらす場合は、いくつかの規定の変更が適用されることになる。DPA が政府と協議し、政府が DPA に指示を出すことを要求するいくつかの追加規定がある。実際には、DPA は政府との良好な関係を持っている可能性が非常に高いため、これが違いを生む可能性は低い。

委員会のメンバーの反対意見の多くには、この法案が政府に対する徹底的な免責を可能にするという懸念が表明されている。一部のメンバーは、個人情報に政府によって公正かつ合理的な方法で処理され、セキュリティ要件が政府に適用されるべきであるなど、少なくとも基本的な要件が含まれるべきであると提案した。

ただし、最終草案が承認された後に追加されたと思われる条項がある。これは、メンバーの反対意見のいくつかで、免除機関に従うべき手続きは、規定されているような保障措置と監視メカニズムに従うことを除けば、公正、公正、合理的かつ比例的でなければならないことを示唆した。しかし、これらの基準が、手続きだけでなく、免責の実質に関係しない限り、違いをもたらすかどうかは定かではない。

政策関連の提言。

法案の修正案では実現されていないいくつかの推奨事項がレポートにある。これらの推奨事項のいくつかはやや前兆的である。しかし、法案の制定とは別に、政府のさらなる努力が必要である。それらは以下の通りである。

- ソーシャルメディア仲介者を仲介者としてではなく発行者として扱うための要件。ソーシャルメディア仲介者はコンテンツの受信者を選択する能力を持ち、そのようなコンテンツへのアクセスを制御することもできる。これは、特にコンテンツの自動配信の場合、やや議論のあるところである。
- ハードウェアメーカーを規制し、ハードウェアおよび IoT デバイスの認証プロセスを実施し、全国にテストラボを設置するための規制を構成するために DPA に与えられた権限。すべての通信機器はすでにこの認証の対象となっている。
- SWIFT への依存を減らすために政府によって設定される SWIFT の代替支払いシステム。
- インド報道評議会に代わる、オンラインメディアを含むあらゆる種類のメディアを規制する新しい規制機関を設立することの推奨。

一般的なコメント

全体として、実質的な変化はほとんどない。変更のほとんどは、DPA が政府に権限を検討または付与するための根拠を追加するか、法案の内容を変更しない文言の変更である。これは大規模なレポートであり、多くの条項で変更が提案されているが、規制がインドで機能している状況では、変更は影響の大きなものではない。

いくつかの期待外れな点があり、特に同意の必要性と直接の「正当な利益」の根拠の欠如がある。機密性の高い個人データの定義と、インドでのデータのコピーの要件により、インドでのデータのローカリゼーションが大幅に強化される。

全体として、法案は企業に非常に負担をかけ続けており、特にインドのようにプライバシー保護のレベルが非常に低い国においては、なおさらである。これは、インドの企業にここ何年もの間で最も大きな影響を与えた法律といえるかもしれない。

2022 年の最初の数ヶ月で制定される可能性が非常に高いため、企業は法律案に対応するための準備を始める時期に来ていると考えている。

XXX

コーチャー法律事務所について

コーチャー法律事務所は、会社法に秀でたインドで著名な法律事務所です。当社は主にインドでビジネスを行っている国際企業の代理をしており、クライアントに高品質でビジネス指向のサービスを提供しています。当社は、明快さと機動力を持って、ビジネスソリューションの提供に重点を置いたクライアントサービスを実現することに大きな誇りを持っており、インド国内ではデリー、グルガオン、ムンバイ、バンガロール、チェンナイ、ハイデラバードの主要 6 拠点をもち、海外ではドバイ、シンガポール、シカゴの 3 拠点到事務所に構えてフルサービスを提供する法律事務所です。

テクノロジー法業務

コーチャー法律事務所は、インドで最初のテクノロジー法務を設立しました。それ以来、インドを代表するテクノロジー法務となっており、ライセンス取得、アウトソーシング、e コマース、テレコム、知的財産、STP/s や SEZ の規制、プライバシーなどの分野を扱っています。当社は、インドでビジネスを行っている国際的なテクノロジー企業の最大の顧客層を持っています。「リーガル 500」は、コーチャー法律事務所を TMT 業務のティア 1 (トップグループ) 企業として評価しています。

データ保護業務

コーチャー法律事務所は、大規模なデータ保護業務に携わっており、多国籍企業がインドの法律が個人情報の処理に適用できることを理解して頂き、データセキュリティの諸問題について助言しています。また、特にテレコム、銀行と決済分野でのセクター別規制について助言しています。当社はまた、データ盗難の場合の刑事訴訟を含む、データセキュリティ違反に関する多くの問題を処理してきました。

連絡先

ロヒット・コーチャー
スティーブン・マティアス
磯貝 富夫